

あらためて秘密保護法の廃止を強く求める

内閣官房特定秘密保護法施行準備室「意見募集」係 御中

FAX 03-3592-2307

1 はじめに

今回、秘密保護法の関係でパブリックコメントの対象となっているのは「特定秘密の保護に関する法律施行令（案）」（以下、「施行令案」）、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（案）」（以下、「運用基準案」）、「内閣府本府組織令の一部を改正する政令（案）」であるが、施行令案は秘密保護法に22箇所も規定された政令委任によるもの、運用基準案は法18条に基づくもので、その内容は秘密保護法の枠内のものにすぎない。つまり、国民主権の形骸化（行政による情報の独占と統制）、基本的人権の侵害、反平和主義（軍事法）といった秘密保護法の構造的欠陥を是正するものでは全くない。この「欠陥法」を放置したまま、その「枝葉」にすぎない施行令案、運用基準案等について意見公募を行うことは、問題の所在を曖昧にするだけで、国民にとって有害といわざるをえない。しかも、施行令案や運用基準案をみると、秘密保護法の有害性をいっそう助長する危険性すら高いともいわざるをない。

そこで、以下では、秘密保護法が廃止されるべきである理由（問題の所在）をあらためて明らかにした上、今回公表された施行令案等によって廃止の必要性がいっそう裏付けられたことを述べる。

2 秘密保護法は廃止されるべきである

秘密保護法では、

- ① 「行政機関の長」が、防衛、外交、スパイ、テロにかかわる広範な情報を特定秘密に指定して、「なにが秘密か」も秘密にし、
- ② 特定秘密をメディアや市民、国会・裁判所などから秘匿する一方で、取り扱う公務員・労働者や家族を「適性評価」による監視と分断のもとにおき、
- ③ 漏えいや「管理を害する方法での取得」、共謀・教唆・扇動を重罰に処する。

「長」の一存で指定や提供ができる秘密保護法は、一部の高級官僚による情報の独占と恣意的な操作に道を開く。その結果、報道の自由や知る権利、国会の審議権や裁判所の司法権すら排除された、「情報寡占体制」が生み出されることになる。

国家安全保障会議（NSC）設置法と同時に生まれた秘密保護法は、次に予定されている「集団的自衛事態法案」や「国家安全保障基本法案」と結びついている。これらが完成するとき、この国は「集団的自衛権」を口実に「米国有事」に参戦する国に変容す

る。

石破茂自民党幹事長の「デモはテロ」発言は、秘密保護法の反民主主義的な性格をはしなくもあらわにした。生み出される社会は、政府に反対する声が「テロ」として排斥され、公安警察と密告・監視が横行する社会に違いない。

こんな国と体制・社会は断じて許されてはならず、「導火線」になる秘密保護法はただちに廃止されなければならない。

3 今回公表された施行令案等によって廃止の必要性がいつそう明らか

今回公表された施行令案等にも、以下のとおり、秘密保護法の有害性が各所に示されている。

- ① 施行令案で秘密の指定機関を「限定」しているようにみえるが、防衛・外交に直接対応する機関を中心に、治安警察、経済・資源エネルギー関係の機関に集中させただけであり、実質的には限定になっていない。むしろ治安公安方面への傾斜がより顕著となっている。
- ② 秘密の対象とされる「防衛に関する事項」(法3条、別表第1号)に「自衛隊の運用」が掲げられているが、運用基準案ではここに「米軍の運用」が含まれることを明記しており、集団的自衛権の行使、米軍と自衛隊の一体化という秘密保護法の狙いが現れている。
- ③ 秘密とされた情報の廃棄の危険性も秘密保護法の大きな問題であるが、施行令12条は、法が政令に委任した秘密保護措置の一つに「特定秘密の漏えいのおそれがある緊急事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破碎その他の方法による特定秘密文書等の廃棄」(同10号)と定めており、「内閣総理大臣の同意」以外にも、「保護措置」という曖昧な要件で「廃棄」が可能となり、国民の知らぬ間に重要情報が闇に葬られる危険がいつそう高まる。
- ④ 運用基準案は、適性評価について、「評価対象者の思想信条並びに適法な政治活動及び労働組合の活動について調査することは厳に慎み」としているが、具体的には「仮に調査の過程で調査事項に関係しない情報を取得した場合には、これを記録してはならない」とするのみで、これまで批判されてきた思想信条、政治活動、組合活動に関する情報が収集される危険があることを否定していない。
- ⑤ 運用基準案で、秘密取扱者(取り扱わなくなった者も含む)に対して「漏えいの働き掛けを受けた場合」のみならず「その兆候を認めた場合には、上司その他の適当な者へ報告するなど、適切に対処する」という責務を課しており、国民監視を助長する危険がある。また、秘密取扱者間でも、「外国籍の者と結婚した場合」、「裁判所から給与の差押命令が送達される」等、「特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じた」場合は速やかに特定秘密管理者に報告するとしており、相互監視

をももたらすことになる。

- ⑥ 運用基準案で掲げている内閣保全監視委員会（仮称）、内閣府独立公文書管理監（仮称）は独立性がなくチェック機能は全くない。さらにいえば、運用基準案は、内閣府独立公文書管理監（仮称）について「必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求め、又は実地調査をすることができる」などとしているが、いかなる法的根拠をもって上記のような権限を有しているとしているのかすら不明である。国民の批判をかわすためだけに設置された「第三者的機関」の粗末な実態が端的に表れている。
- ⑦ 運用基準案は、「適正確保」として秘密指定等に関して行政機関に通報窓口を設けるとしているが、通報に際しては「取扱業務者等は、特定秘密である情報を特定秘密として取り扱うことを要しないよう要約して通報するなどし、特定秘密を漏らしてはならない」としている。このような要約が可能なのかそもそも疑問な上、仮に可能としても、その要約を誤れば漏えい罪に問われかねず、この窓口が内部通報に資するとは考えられない。
- ⑧ 国民の大きな懸念である罰則規定（法第7章）については、具体的な言及が全くなく、人権侵害や悪用の危険性が何も払拭されていない。

4 まとめ

施行令案、運用基準案の問題点は上記にとどまるものではないが、そもそも秘密保護法自体が「廃止」以外に途のない違憲立法であり、今回の施行令案、運用基準案は廃止の必要性をあらためて裏付けられたものに他ならない。

したがって、自由法曹団は今回のパブリックコメントにあたってあらためて秘密保護法の廃止を強く求める。

2014年8月22日

自由法曹団 団長 篠原 義 仁

〒112-0014 東京都文京区関口一丁目8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

電話番号 03-5227-8255

FAX 番号 03-5227-8257